

徳島県個人情報保護審査会答申第93号

第1 審査会の結論

徳島県監査委員の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年6月16日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇.〇.〇日付け私が県に提出した（知事への提言）に対する経緯経過書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年6月30日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年7月3日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、3の審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

以前は公開してたのに、県の都合で、ある公文書を公開しないのはおかしく、これら嫌がらせ行為は、知事及び職員の犯罪を隠す行為は悪質であり、「記念オケ問題」「農業委員会の不法投棄問題」が絡むからと思われる。正に、「枉法行為」及び「公用文書毀棄罪」、そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている個人情報とは、平成〇年〇月〇日付けで県に提出した知事への提言（以下「本件文書」という。）に対する経緯経過書類である。

審査請求人は、本件文書を県に提出したとのことであるが、監察課ふれあい交流室（以下「ふれあい交流室」という。）に確認したところ、本件文書は、ふれあい交流室に係るものであり、実施機関は、本件請求時においても、また、審査請求時においても受け取っていない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る個人情報を作成又は取得しておらず、保有もしていないため、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件文書の收受又は本件文書の事務処理の過程において作成し、又は取得した審査請求人に係る個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人は、本件文書を県に提出したとのことであるが、その文書は、ふれあい交流室に係るものであり、実施機関は、本件請求時においても、また、審査請求時においても受け取っていないことから、本件請求に係る個人情報を作成又は取得しておらず、保有もしていないとのことである。

イ 知事への提言は、平成23年7月からとくしま目安箱として運用されており、とくしま目安箱に関する事務は、ふれあい交流室が所管している。

ふれあい交流室は、とくしま目安箱への提言を受付け、担当部局に提言に対する対応を求め、その回答はふれあい交流室から返答することとなっているが、県政に関係しないもの、事実関係の確認が困難なもの、内容が不明確なもの、回答先が不明なものなどについては、回答できない場合があるとしている。

ウ 当審査会において、本件文書を見分したところ、内容は知事宛の住民監査請求であった。そのため、ふれあい交流室は、住民監査請求を所管する実施機関に対し、対応を依頼するが、実施機関は、住民監査請求は地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の規定に基づき監査委員に対し請求するものであることから、知事宛である本件文書は受け取っていない。

なお、ふれあい交流室は、平成〇年〇月〇日、審査請求人に本件文書を郵送で返却している。

エ 以上により、実施機関は、本件文書を受け取っておらず、その経緯に係る個人情報を作成又は取得していないことから、本件請求に係る保有個人情報について、保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、保有していないとし

て行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 9月 6日	諮問
令和 元年 7月 8日	審議（第112回審査会）
8月 5日	実施機関からの口頭理由説明の聴取， 審議 （第113回審査会）
9月 9日	審議（第114回審査会）
10月23日	審議（第115回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 （五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士， 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長